

保育料軽減のお知らせ

平成29年8月1日発行

子育て推進課

☎229-3167 FAX 229-3451

平成27年4月から子ども・子育て支援新制度がスタートし、幼稚園や保育所などの利用に関する手続きや利用者負担額(保育料)の算定なども、この制度に基づき運用しています。

今年4月からの国の基準変更に伴い、年収360万円未満相当の一部の世帯に対して、さらなる多子世帯の軽減措置や保育料の軽減措置の拡充を行いました。

保育料とは

新制度に移行した幼稚園(※1)や保育所、認定こども園、地域型保育事業の施設などを利用する場合に、教育や保育に要した費用の一部を保護者が負担するものです。

保育料の額は、国が定める水準を限度として、支給認定区分別に、原則として父母の市町村民税額(※2)に応じて市が決定します。

※1…平成29年度は市立幼稚園、ふたば幼稚園、聖ヤコブ幼稚園、ルーテル二葉幼稚園が対象

※2…父母以外が家計の主宰者と判断される場合には、家計の主宰者を含めた合計額で決定します。なお、4月～8月分は前年度の、9月～翌年3月分は当年度の市町村民税額をもとに算定します。

支給認定区分

認定区分	教育・保育の必要量	対象になる子どもの年齢	利用できる施設
1号認定	教育標準時間	3～5歳	幼稚園、認定こども園
2号認定	保育標準時間(最長11時間) 保育短時間(最長8時間)	3～5歳	保育所、認定こども園
3号認定	保育標準時間(最長11時間) 保育短時間(最長8時間)	0～2歳	保育所、認定こども園、地域型保育事業

平成29年度の保育料算定例

4月	平成28年度の市町村民税額に基づく保育料	9月	平成29年度の市町村民税額に基づく保育料	翌年3月
----	----------------------	----	----------------------	------

多子世帯・ひとり親世帯等の保育料の軽減措置

対象	年収360万円未満相当の世帯 一部拡充		年収360万円以上相当の世帯 従来と同様	
	支給認定区分と世帯の市町村民税額	ひとり親世帯等(※1) 【1・2・3号】非課税、所得割非課税、所得割額1円以上77,101円未満 その他の世帯 対象を拡大 【1号】非課税、所得割非課税 【2・3号】非課税	その他の世帯 【1号】所得割額1円以上77,101円未満 【2・3号】所得割非課税、所得割額1円以上57,700円未満	【1号】所得割額77,101円以上
多子軽減の算定対象	支給認定保護者と生計を一にする下記の者 ① 支給認定保護者に監護されている、または、されていた者 ② 支給認定保護者またはその配偶者の直系卑属 「同居要件」「年齢制限」「同時入所要件」は必要無し		支給認定保護者と同一世帯にいる3歳～小学3年生の子ども 支給認定保護者と同一世帯にいる0歳～小学校入学前の子ども ※小学校入学前の子どもについては算定対象施設に就園または利用している子どもに限る。 【算定対象施設】 幼稚園、保育所、認定こども園、家庭的保育事業等、特別支援学校幼稚部、児童心理治療施設、児童発達支援、医療型児童発達支援など	
保育料の軽減	第1子: 保育料表のとおり 第2子以降: 0円 ひとり親世帯等の保育料 軽減を拡大	第1子: 保育料表のとおり 第2子: 半額 第3子以降: 0円	第1子: 保育料表のとおり 第2子: 半額 第3子以降: 0円	
算定の例	小学4年生～ 小学1～3年生 5歳 4歳 3歳 2歳 1歳 0歳	第1子 寮で生活する高校1年生 ※生計が同一 第2子 半額 第3子 0円	第1子 小学4年生 【算定対象外】 第2子 小学1年生 (第1子扱い) 第3子 幼稚園年長 (第2子扱い) 半額 第4子 幼稚園年少 (第3子扱い) 0円	第1子 小学1年生 【算定対象外】 第2子 保育所 4歳児 (第1子扱い) 保育料表のとおり 第3子 保育所 2歳児 (第2子扱い) 半額 第4子 保育所 0歳児 (第3子扱い) 0円

保育料の軽減措置の適用を受けるためには、申請が必要な場合があります。

※1…市町村民税所得割額が77,101円未満の母子(父子)家庭や在宅障がい児(者)などのある世帯を指します。また、ひとり親世帯等には、子どもの母(父)が婚姻によらないで母(父)となった場合も含み、保育料の決定は、地方税法の寡婦または寡夫の規定を準用して算出した市町村民税額に基づいて行います。